

事例番号:270162

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 2 日

3:00 頃 破水と共に出血あり

3:25 搬送元分娩機関入院

凝血塊(小)あり、出血量羊水込みで 200g

3:55 超音波断層法で胎盤「厚」74.6mm

4:45 常位胎盤早期剥離と診断し当該分娩機関へ母体搬送

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 2 日

5:38 当該分娩機関到着

胎児心拍数 50 拍/分程度、腹部板状硬、性器出血「多めに」みられる  
胎盤早期剥離と診断、帝王切開決定

5:53 手術室入室

6:08 帝王切開にて児娩出

子宮漿膜はケーベル徴候にて前面後面ともにまだら状に青黒く色  
調変化、胎盤は容易に剥離され、胎盤後血腫を認めた

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 2 日

- (2) 出生時体重:2600g 台
- (3) 臍帯血液ガス分析値:pH 6.62、BE -35mmol/L、
- (4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点、生後 10 分 1 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫
- (6) 診断等:  
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:  
生後 12 日 頭部 MRI で中脳～小脳～大脳 広範な障害

## 6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 診療区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医 1 名  
看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 診療区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医 2 名、小児科医 3 名、麻酔科医 2 名  
看護スタッフ:看護師 6 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である  
と考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、破水および  
出血がみられた妊娠 38 週 2 日 3 時頃の少し前、または子宮収縮を感じた 1  
時頃であると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

- 1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

## 2) 分娩経過

### (1) 搬送元分娩機関の対応

- ア. 搬送元分娩機関に来院後、分娩監視装置装着、超音波断層法による診断をしたことは一般的である。
- イ. 搬送元分娩機関において、血性羊水、超音波断層法により胎盤の肥厚を確認し、常位胎盤早期剥離と診断したことは適確である。
- ウ. 自施設で帝王切開をせず、高次医療機関への母体搬送をしたことは選択肢のひとつである。

### (2) 当該分娩機関における対応

- ア. 当該分娩機関到着後に臨床症状、腹部超音波断層法の所見から常位胎盤早期剥離と診断し対応(帝王切開決定)したことは適確である。
- イ. 当該分娩機関到着から30分で児を娩出したことは適確である。
- ウ. 臍帯血による血液ガス分析を行ったことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

## 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン投与)は一般的である。
- (2) 脳低温療法目的にて高次医療機関へ搬送したことは適確である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

**(1) 搬送元分娩機関**

近隣の高次医療機関へ母体搬送が円滑に行えるよう、日頃から連携を図ることが望まれる。

**(2) 当該分娩機関**

なし。

**3) わが国における産科医療について検討すべき事項**

**(1) 学会・職能団体に対して**

常位胎盤早期剥離の発生机序の解明、および予防方法や早期診断について、研究を行うことが望まれる。

**(2) 国・地方自治体に対して**

常位胎盤早期剥離を発症した場合は、母児の救命のために出来るだけ早期に対応することが望まれる。そのため周産期母子医療センターが確実に母体搬送を受け入れられるよう、国・地方自治体において、取り決めやシステム構築を進めることが望まれる。